

# 自動車安全特別会計

## I 特別会計に関する情報

### ○ 自動車安全特別会計の目的

自動車安全特別会計は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の方針に従い、「特別会計に関する法律」に基づき、平成20年度において、自動車損害賠償保障事業特別会計（昭和30年設置）及び自動車検査登録特別会計（昭和39年設置）の2特別会計を統合し、設置された特別会計です。

本特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録事業、自動車事故対策事業等を包括して経理する特別会計です。

### ○ 自動車安全特別会計において経理されている事務及び事業の内容

本特別会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定及び自動車事故対策勘定の各勘定に区分され、各勘定に共通する人件費、事務費等は、自動車検査登録勘定において管理することとされ、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

#### ① 保障勘定

自動車損害賠償保障事業等に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、自賠責保険料の一部に含まれる賦課金等を財源として、無保険車やひき逃げ事故により自賠責保険の救済を受けることができない被害者を救済するため政府が被害者に保障金の支払い損害をてん補する政府保障事業等に必要な経費の支出を実施しています。

（注）同勘定においては、経過措置として、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等の積立金等を財源として、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険金等の支払い等に必要な経費の支出を実施しています。

#### ② 自動車検査登録勘定

自動車検査登録業務に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、自動車ユーザー等からの検査・登録手数料等を財源として、自動車の安全確保・環境保全対策等に必要な経費の支出を実施しています。

#### ③ 自動車事故対策勘定

自動車事故対策事業に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、平成13年度の自動車損害賠償保障法改正時に、政府再保険制度廃止までに自動車ユーザーが負担した自動車損害賠償責任保険の再保険料等から生じた累積運用益の積立金等を財源として、自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策等に必要な経費の支出を実施しています。

# ○ 自動車安全特別会計の経理方法の概要

